

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 役員選任に関する規程

第1章 目 的

第1条 この規程は、定款第5章総会、第16条及び、第6章役員等第24条、第25条に規定する理事及び監事の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 理事及び監事を選出するための選挙管理中央委員会

第2条 代議員の選出に関する規程第6条の2項に定める選挙管理委員会の中央委員をもって構成する選挙管理中央委員会（以下「選管中央委員会」という。）を本会に置く。役員を選出は、選管中央委員会がこれを行う。

第3条 選管中央委員会は、役員選出に関する事項については秘密保持を責務とし、委員長は、選管中央委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責任をもってこれを行う。

2. 選管中央委員会は、選挙人及び被選挙人の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、選挙の行われる30日前迄に本会事務所に備え置いて、以後10日間、会員の縦覧に供さなければならない。
3. 前条の名簿に脱漏または誤記入があった場合は、当該有権者において縦覧期間に理由を記載した文書を以って、選管中央委員会に異議を申し立てることができる。
4. 異議申し立てがあった場合、選管中央委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加、あるいは更正を異議申立日より5日以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申し立ては認めない。
5. 選管中央委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の二週間前迄に到着するよう有権者（代議員）に交付若しくは送付しなければならない。
6. 選管中央委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決定する。

第4条 役員の新選挙権を有するものが立候補を行う場合には、理事については10名以上、監事については複数名の正会員の推薦を必要とし、選管中央委員会所定の立候補届け出用紙に必要事項を記入し、選管中央委員

会の定める日迄に提出するか、必着するよう書留郵便にて送付しなければならない。

2. 電磁的方法及びFAXによる立候補手続は、これを無効とする。

第5条 選管中央委員会は、立候補者の審査を行い、その資格が正しければ選挙の行われる二週間前までに立候補者の氏名等、投票日、投票場所を代議員に告示しなければならない。

第3章 理事選挙

第6条 投票日に投票を行うことができるのは、当日投票所に自ら出席した代議員及び代理人に限る。したがって、定時総会に出席できない代議員は、出席した代議員に委任する場合、代議員の名前を付した委任状を提出するか、議決権の行使をする場合は、中央選管委員会が制定した書面を提出しなければならない。

第7条 投票は、選管中央委員会所定の投票用紙を用い、社員総会の当日に選管中央委員会の指定する場所で行う。

第8条 投票は代議員1名につき1票、理事候補者名の五十音順に記載された投票用紙に、定数以内の丸印にマークを付け投票することにより有効とする。定数を越えた丸印のマークのある投票用紙は無効とする。また、定数を越えた番号のある点字の投票用紙は無効とする。

第9条 開票は理事会が委嘱した複数名の立会いのもと選管中央委員会が、これを行わなければならない。

第10条 得票数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位が定まらない場合には、選管中央委員会の立会いの上、抽選により当該得票者の当選順位を決定する。但し、定款第21条第3項による投票総数の過半数の得票を得られなかった者は当選者となれない。

第11条 第10条による当選者が定款24条第1項(1)の定数未満であつた場合は、今回の当選理事の協議により第10条で過半数を得られなかった立候補者を除いて、必要数の理事候補者を指名し、総会の承認を得て選任する。

第4章 監事選挙

第12条 選挙人、投票日及び投票用紙は、第6条、第7条に準ずる。

第13条 投票は代議員1名につき1票、監事候補者の連記された投票用紙に2名以内の丸印のマークを付け投票することにより有効とする。2名を超えた丸印のマークのあるものは無効とする。また、定数を超えた番号のある点字の投票用紙は無効とする。

2. 員外監事候補者が複数ある場合の投票は、代議員1名につき1票、員外監事候補者の連記された投票用紙に1名の丸印のマークを付け投票することにより有効とする。定数を超えた丸印のマークのあるものは無効とする。また、定数を超えた番号のある点字の投票用紙は無効とする。
3. 員外監事候補者が1名の場合は信任投票により選任する。

第14条 開票は第9条に準じる。

第15条 得票数の上位者より順次監事当選者とし、下位に同数得票があつて順位の定まらない場合には、選管中央委員会の立合いの上、抽選により当該得票者の当選順位を決定する。但し、定款第21条第3項による投票総数の過半数の得票を得られなかった者は当選者となれない。

第16条 第15条による当選者が定款24条第1項(2)の定数未満であった場合は、今回の当選監事が協議により第10条で過半数を得られなかった立候補者を除いて、必要な監事候補者を指名し、総会の承認を得て選任する。

第5章 役員の新補充選任

第17条 本規程によつて選出された役員が心身の故障、または死亡により定款第24条に定める定数に足りなくなり、その補充の必要が生じたときは、会長が正会員の中より推薦し、理事会の承認をもつて補充する。会長は役員の新補充選任が行われた以後の最初の総会において、役員の新補充選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第6章 規定の改正

第18条 本規程の改正は理事会の承認を要する。

第7章 細 則

第19条 本規程の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

- 附 則 1. 本規程は平成23年 4月 1日より施行する。(平成23年3月6日理事会議決)
- 2 本規程は平成28年10月25日より施行する。(平成28年10月25日理事会議決)
- 3 本規程は平成29年3月14日より施行する。(平成29年3月14日理事会議決)